

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（令和 4 年 2 月 1 8 日事企法一 3 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（令和4年2月18日事企法一37）」の施行に伴い、下記の第2項各号に規定する人事院事務総長通知及び第3項から第7項までに掲げる人事院事務総長通知の経過措置について下記のとおり定めたので、令和5年4月1日以降は、これによってください。</p>	<p>人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（令和4年2月18日事企法一37）」の施行に伴い、下記の第2項各号に規定する人事院事務総長通知及び第3項から第9項までに掲げる人事院事務総長通知の経過措置について下記のとおり定めたので、令和5年4月1日以降は、これによってください。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1～3 （略） （削る）</p>	<p>1～3 （略）</p>
	<p>4 <u>給実甲第151号（通勤手当の運用について）</u> <u>人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）附則第9条各号の規定による採用（令和3年</u></p>

改正法附則第6条第1項又は第2項の規定によりみなされる採用を含む。）又は同規則附則第10条の規定により読み替えられた同規則第13条の規定による改正後の人事院規則9—24（通勤手当）第16条第1号イの規定による採用（以下この項において「暫定再任用等」と総称する。）をされた職員のうち、暫定再任用等の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所を一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第3項又は給実甲第151号第16条関係第2項第1号の官署とみなした場合に、暫定再任用等（直近のものに限る。）前から引き続き同法第12条第3項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該暫定再任用等以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員は、人事院規則9—24第16条第3号の「人事院の定める職員」とする。

4 給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）

一～三 （略）

四 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合において、改正後の給実甲第220号第40項各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で成績率を定めるときにおける同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「次号に掲げる職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。

（削る）

5 給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）

一～三 （略）

四 一般職の職員の給与に関する法律第19条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合において、改正後の給実甲第220号第40項各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で成績率を定めるときにおける同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「次号に掲げる職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。

6 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）

二 次に掲げる職員については、
それぞれ次に定める採用を令和
4年事企法一37第17項の規
定による改正後の給実甲第66
0号規則第5条関係第1項第1
号に規定する定年前再任用とみ
なして、同項、同条関係第4
項、第6項及び規則第8条関係
第3項の規定を適用する。

イ 人事院規則1-79附則第
12条各号に規定する採用を
された職員 同条各号に規定
する採用又は国家公務員法第
60条の2第1項の規定によ
る採用（同法の規定により退
職した日の翌日におけるもの
に限る。）

ロ 人事院規則1-79附則第
13条の規定により読み替え
られた同規則第18条の規定
による改正後の人事院規則9
-89（単身赴任手当）第5
条第2項の規定が適用される
職員 人事院規則1-79附
則第13条の規定により読み
替えられた同規則第18条の

規定による改正後の人事院規

則 9—8 9 第 5 条 第 2 項 第 1

号イに規定する採用

二 令和 4 年 事 企 法 一 3 7 の 施 行

の 日 前 に、 令 和 4 年 事 企 法 一 3

7 第 1 7 項 の 規 定 に よ る 改 正 前

の 給 実 甲 第 6 6 0 号 規 則 第 5 条

関 係 第 1 項 に 規 定 す る 再 任 用 を

さ れ た 職 員 に つ い て は、 同 項、

同 条 関 係 第 4 項、 第 6 項 及 び 規

則 第 8 条 関 係 第 3 項 の 規 定 は、

令 和 4 年 事 企 法 一 3 7 の 施 行 後

も、 な お そ の 効 力 を 有 す る。

5 ~ 7 (略)

7 ~ 9 (略)

以 上